

# IFRS3「企業結合」の会計実務に対する影響の考察 -2018年改訂の「事業」をめぐって-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学専門職大学院 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀田, 雅広 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21655">http://hdl.handle.net/10291/21655</a>

# IFRS3「企業結合」の会計実務に対する影響の考察

## －2018年改訂の「事業」をめぐって－

会計専門職研究科 会計専門職専攻

2019年4月入学（2年次在学中）

堀田 雅広

HOTTA Masahiro

### 【論文要旨】

国際会計基準審議会は2018年10月に「事業の定義に関する改訂」を公表し、IFRS3「企業結合」における事業の定義の変更と共に、事業に該当する為の最低限の要件を明確化した。取得取引を事業の取得とするか資産グループの取得とするかにより会計処理の実務負荷は大きく異なる為、事業の定義は重要である。改訂前の定義ではこれらの境界が曖昧であり、基準の本来の意図からすれば事業の取得とすべきでない取引まで、事業の取得として処理が行われてきた可能性がある。

本改訂の影響を明らかにする為、本邦総合商社7社を対象に、有価証券報告書における企業結合の注記開示を参照し、改訂前後で処理が変わり得る取引の有無を検証した。その結果、調査した6年間に開示された取引20件のうち、4件で改訂により会計処理が変わり得ることが確認された。また、該当取引の無かった会社の同期間のプレスリリースを調査した結果、複数の会社で、改訂前の基準において事業の取得と判定され得る取引が確認され、会計処理のばらつきが生じていた可能性も示唆された。これにより、同改訂が今後この様なばらつきを是正し、比較可能性と表現の忠実性の向上に寄与する可能性があると結論付けた。

### 【キーワード】

IFRS3, 企業結合, 資産グループ, 事業の定義, 実質的なプロセス

## 1 序論

国際会計基準審議会 (IASB) は、2018年10月に「事業の定義に関する改訂」を公表し、IFRS3「企業結合」における事業 (business) の定義の変更と、事業に該当する為の最低限の要件を提示した。企業結合会計における事業の定義は実務において重要である。取得した取引が事業の取得と判定されるか資産グループの取得として処理するかにより、注記開示やのれんの認識要否が分かれ、実務負荷が大きく異なる為である。しかし、従来の定義においては、事業の取得と資産グループの取得の境界が曖昧な面があり、特にどのような場合に事業ではないのかに関するガイダンスが無かったため、基準の本来の意図からすれば事業の取得とすべきでない取引まで、事業の取得として会計処理が行われてきた可能性がある。

IASB は、本改訂で事業の要件の明確化を行ったとしており、既存の規定の趣旨を変更するものではないことを示唆している。しかし、上述の経緯から、これまで事業の取得とされていた取引が、今後は資産グループの取得と判定され、企業会計の実務に大きく影響する可能性がある。

本稿では、この事業の定義の変更が、企業会計の実務や、その結果として財務諸表の比較可能性や表現の忠実性にどのように影響を与えるかについて論じる。第2節では、本改訂の影響を論じる前提として、事業の取得と資産グループの取得のそれぞれの場合の会計処理の違いを纏めた。第3節では、本改訂により変更される前後の事業の定義及び事業の要件について纏めるとともに、どのような取引においてこの変更の影響が見込まれるかを検討した。これらを元に、第4節において、本邦総合商社の有価証券報告書における企業結合の注記開示及びプレスリリースを参照し、本改訂に係る影響の大きさを検証した上で、第5節を結論としている。

## 2 事業の取得と資産グループの取得の会計処理の違い

IFRS3 (Appendix A) において、企業結合とは「取得企業が1つまたは複数の事業に対する支配を獲得する取引またはその他の事象」(A transaction or other event in which an acquirer obtains control of one or more businesses) と定義されている。ここで、事業とは、改訂前の定義によれば「投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施し管理することができる、活動及び資産の統合された組合せ」を指す (IFRS3, Appendix A)。

この様な企業結合取引において、取得企業は、取得法を適用し、取得日において識別可能な取得した資産、引き受けた負債および被取得企業のすべての非支配株主持分を認識し (IFRS3, par.10)、その資産・負債を取得日の公正価値で測定しなければならない (IFRS3, par.18)。その結果、識別可能純資産と取得対価の差額はのれんとして処理することとなる。

のれんが正の値であれば、財政状態計算書に計上し、その後償却を行わず、取得後の各会計年度において減損テストを実施することとなる。のれんが負の値となる場合は、割安購入益として純損益計算書に計上し、個々の資産の簿価は公正価値で計上することとなる。更に、このような企業結合取引に関連する各種の情報を注記開示する必要がある（IFRS3, pars.59-60,B64-66）。

一方、その取得対象が事業に該当せず、資産グループの取得と判断される場合、その取得原価は購入日の公正価値に基づいて認識可能な個別の資産及び負債に配分され、当該取引によりのれんは発生しない（IFRS3, par.2）。

従って、事業の取得に該当する場合は、資産グループの取得として処理する場合に比べ、のれんの値が正であれば、のれんに係る毎事業年度の減損テストが必要となり、また負ののれんであれば、減損テストは不要ながら識別可能資産・負債の簿価が大きくなるため減損等の懸念が高まる他、いずれの場合でも注記により詳細な情報の開示が必要となるなど、財務諸表作成者の立場においては実務負担が極めて大きくなる。

しかし、この様な大きな違いが生じ得るところ、従来の基準では事業の取得と資産グループの取得の境界線が曖昧な面があった。IASBは、2018年改訂に関する結論の根拠において、従来の規定では「特定の市場参加者の視点からは事業とみなされるもの」が「他の市場参加者の視点からは事業とはみなされなかった可能性」や、取得したプロセスが事業の構成要素と言えるほど十分なものであるかの評価が困難であったこと、どのような場合に事業に該当しないのかが不明確であったこと等を理由に、「多くの利害関係者が事業の定義の解釈及び適用をどのようにすべきかに関して懸念を有していることに留意した」とし、従来の規定の曖昧さに関する関係者の懸念が改訂の背景にあることを示唆している（IFRS3, par.BC21A）。そこで、次節では、この事業の定義、とりわけ事業に該当する為の要件がどのように明確化されたのかについて取り上げる。

### 3 改訂前後の事業の定義の相違点

#### 3.1 改訂前の事業の定義

改訂前のIFRS3（2008, pars. B7- B8）において、事業の定義は前述の通りである。そして、事業の構成要素を、事業の成果である製品、サービスなどを表す「アウトプット」、その原材料や設備、労働力などの経済的資源を表す「インプット」、インプットに適用されることでアウトプットを創出するか、その能力を有するシステムや規則などを表す「プロセス」の3要素に分解し、インプットとプロセスの存在が事業に不可欠な要素であるとしていた。

つまり、改訂前の規定に従うと、1つの資産（インプット）と、アウトプットを創出するプロセスを取得する場合、企業結合に該当する可能性があった。ここで、プロセスについては特段重要性についての規定が無いため、アウトプットの創出に係るとしても重要でないプロセスが存在する場

合、実務上の直感に反して、資産グループの取得ではなく企業結合と判定される恐れがあった。このようなプロセスとして、例えば、資源権益において埋蔵量と地質的条件などからある程度機械的に決定可能な生産計画や、商業設備などの不動産に付随する容易に代替可能なサービス提供契約などが考えられる。

### 3.2 改訂後の事業の定義

改訂後のIFRS3 (Appendix A) において、事業は次のように定義されている<sup>(1)</sup>。

「顧客への財又はサービス提供、投資収益（配当又は利息など）の生成あるいは通常の活動からの他の収益の生成の目的で実施し管理することができる、活動と資産の統合された組合せ。」

そして、事業の構成要素については、それまでインプットやプロセスについて「アウトプットを創出する能力を有する」とされていた箇所を「アウトプットの創出に寄与する能力を有する」としてやや範囲を広げているが、事業の不可欠な要素としてインプットとプロセスを挙げている点は同様である。しかし、「活動と資産の統合された組合せは、最低限、アウトプットを創出する能力とともに著しく寄与するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない。」とし、改訂後の事業の定義においては、プロセスが「実質的」(substantive) である必要があることが明記された。(IFRS3, pars. B7- B8)

ここで、プロセスが実質的であることについて、アウトプットが存在しない場合は、以下の場合のみが該当する (IFRS3, par.B12B)。

- (a) 当該プロセスがインプットをアウトプットに開発又は変換する能力にとって重大で、
- (b) 取得したインプットが、当該プロセスを遂行するために必要な労働力と、労働力がアウトプットに開発・変換できる他のインプットを含んでいる

また、アウトプットが存在する場合は、以下のいずれかを満たす場合が該当するとしている (IFRS3, par.B12C)。

- (a) アウトプットの産出能力にとって重大であり、かつ、取得したインプットが当該プロセスの遂行に必要な労働力を含む
- (b) アウトプットの産出を継続する能力に著しく寄与し、かつ、(i)特異もしくは希少、又は(ii)入れ替えに多額のコスト、労力、時間が必要

そして、いずれの場合に対しても、取得した組織化された労働力の入替えが困難であることは、取得した組織化された労働力が、アウトプットを創出する能力にとって重大なプロセスを遂行する

---

<sup>(1)</sup> 事業の定義に関する記載の変更は本稿の論旨に大きく影響しない為、詳細には触れていないが、IFRS15「顧客との契約から生じる収益」が顧客への財またはサービスの提供に焦点を当てていることに整合させるとともに、従前の「コストの低減及び投資者に直接的に提供される経済的便益」への言及が資産と事業を区別することに役立たなかったことから、削除している。これにより、事業及びアウトプットの定義がやや狭められている。(IFRS3, par.BC21S)

ことを示唆している場合があることと、プロセス（又はプロセスのグループ）は、例えば、アウトプットを創出するために必要とされるすべてのプロセスとの関連において付随的又は重要度が低いものである場合には、重大ではないことが明記され（IFRS3, par.B12D）、容易に入替え可能なプロセスや重要でないプロセスは、事業の要件としての実質的なプロセスに該当しないことが明確化された。

更に、取得した活動と資産の組み合わせが事業ではない状況を識別する判断のコストと複雑性の低減策として、任意の「集中度テスト」（concentration test）を導入し、取得した総資産の公正価値のほとんど全てが単一の識別可能な資産又は類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、事業に該当しないことを規定した<sup>②</sup>（IFRS3, pars.B7A-C）。これについて、2018年改訂に係る公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理 IFRS 第3号及びIFRS 第11号の修正案」（IASB, 2016, par.BC19）では、「通常、実質的なプロセスの公正価値は、たとえ取得したプロセスの一部又は全部について資産が認識されない場合であっても、僅少とは言えないであろう」と説明している。

ここで、「ほとんどすべて」（substantially all）という用語に関して、IFRSには具体的な定量基準を示したものは存在せず、各企業において実務指針を定める必要があると考えられるが、「いくつかのIFRS基準で既に使用されている」（IFRS3, par.BC21AC）とされていることから、少なくとも既存のIFRS基準で使用された「ほとんどすべて」と同様の水準を指すと考えられる。例えば、廃止されたIAS17「リース」において、リスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合はファイナンス・リースに該当するとしていた。これに対応する米国会計基準のSFAS13（FASB, 1980, pars.7c-d）においては、ファイナンス・リースの該当要件を経済的耐用年数基準75%、現在価値基準90%としており、両者が同様のものを指していると仮定するならば、現在価値基準の90%程度が一つの目安となり得ると考えられる<sup>③</sup>。また、豪州会計基準委員会（AASB）と韓国会計基準委員会（KASB）が共同で実施したアンケート調査「Accounting Judgments on Terms of Likelihood in IFRS: Korea and Australia」（KASB/AASB, 2016, TABLE4）においても、両国の監査人及び財務諸表作成者が実務上「ほとんどすべて」として使用する蓋然性の中央値及び平均値が、いずれも90%程度であったことが示されている。この点からも、「ほとんどすべて」の目安は90%程度の水準になると言えるだろう。尚、IASBは、この集中度テストにおいて詳細な数値計算を行うことは想定していないことを明らかにしている（IFRS3, par.BC21U）。

上記の改訂により、「3.1 改訂前の事業の定義」の末尾で触れた様に、資産と重要性の無いプロ

---

<sup>②</sup> ここでいう識別可能な資産には、例えば仕掛研究開発などの企業結合により認識される無形資産も含まれる。そして、取得した組み合わせが法的企業の形態を取る場合でも、集中度テストに該当する可能性がある旨が例示されている（IFRS3, pars.IE87-89）。

<sup>③</sup> 茅根（1999）では、IAS17とSFAS13におけるファイナンス・リースの判定基準は基本的に同一であるが、国際会計基準という性格上、具体的な数値を明示しなかったと指摘している。

セスの組み合わせを取得する場合、とりわけそのプロセスがアウトプットの産出能力にとって重大でないあるいは容易に入れ替えが可能である場合には、企業結合に該当しないことが明らかとなった。

このような事業の要素に係る改訂について、IFRS3 の中では「変更」ではなく「定義の明確化」(clarifying the definition) とされている。「2 事業の取得と資産グループの取得の会計処理の違い」で触れた通り、本改訂は、改訂前の事業の定義に曖昧な点があり、それ故、実務上の解釈及び適用に懸念があったことを受けて実施されたものであるから、改訂前の事業の定義において元々意図していたところを変更する趣旨ではなく、むしろ、それまで本来の意図を超えて企業結合の範囲が広く解釈されていたところを、定義の明確化により是正したものと考えられる。即ち、実質的でないプロセスの存在を以て資産とプロセスの組み合わせを企業結合と判定することは、改訂前の基準においても必ずしも意図されていなかったのではないかと思われる。

### 3.3 改訂の影響が見込まれる取引

本改訂により、下記のような活動及び資産の組合せを取得する取引は、改訂前後で事業の取得から資産グループの取得へと判定が変わり得ると考えられる。

一つは、公正価値が単一の資産に集中している取引である。例えば単一の資源権益や生産設備、不動産等（インプット）を、それらを操業するノウハウ（プロセス）を持った人員を併せて取得する場合、改訂前後の事業の要件いずれにも該当すると考えられる。しかし、改訂後のIFRS3において任意の集中度テストを適用した場合、人的資源の価値が反映されると考えられるのれんが総資産全体に占める割合が大きく無ければ、その公正価値のほとんどすべてが単一の固定資産に集中し、資産の取得と判定される。また、重要でない付随的なプロセスを取得する場合も、改訂前は事業の取得に該当した可能性が有るが、このようなプロセスの公正価値は僅少と考えられ、集中度テストの適用やプロセスが実質的であるかの判断により、資産の取得と判定される。

もう一つは、アウトプットが産出される前段階で労働力を含まない取引である。例えば複数の生産開始前の資源権益や生産設備、不動産等（インプット）の取得において、開発計画や製造マニュアル等のプロセスが存在することにより、改訂前に事業に該当すると判定されていた場合、改訂後のIFRS3でも集中度テストを満たさないが、組織化された労働力が存在しない為、この組合せには実質的なプロセスが存在せず、資産グループの取得と判定される。

## 4 会計処理に関する影響の調査

### 4.1 調査方法

上記を踏まえ、本改訂が企業会計の実務に与える影響を探る為に、有価証券報告書における企業結合の注記を参照し、そのうち「3.3 改訂の影響が見込まれる取引」で示した①公正価値が単一の資産に集中している取引、及び②アウトプットが産出される前段階で労働力を含まない取引に該当

しうる案件を抽出した。

調査の対象として、いずれも IFRS 適用企業である本邦の総合商社 7 社（三菱商事、伊藤忠商事、三井物産、住友商事、丸紅、双日、豊田通商）の、2020 年 3 月期迄の過去 5 年分（前年度情報も含め 6 年分）の有価証券報告書を参照した。総合商社を対象としたのは、各社が多様な事業分野で異なる段階の事業投資を実施している為、7 社という比較的少数の調査対象であっても、幅広い事例が収集できると考えたためである。2018 年改訂後の IFRS3（par.64P）では、早期適用する場合はその旨を開示しなければならないが、いずれの企業も 2019 年 3 月期及び 2020 年 3 月期有価証券報告書においてその旨の開示を行っておらず、2020 年 3 月期以前の早期適用は行われていないと判断した。

これらの対象企業が注記開示した企業結合取引について、識別可能資産のうち最大金額の勘定科目が総資産に占める割合を計算し、「3.2 改訂後の事業の定義」で「ほとんどすべて」の目安を 90%程度と推定したことを踏まえ、同割合が概ね 90%以上のものを①に該当しうる取引とした。このとき、IFRS3（par.B7B）に従い、総資産から現金及び現金同等物を控除した。また、流動資産が単一の資産であることは通常考えづらい為、最大科目が流動資産となった案件は、①に非該当とした。②に該当しうる取引は、注記に記載された文章情報から判定した。

尚、複数案件を合算して開示しているもの、一部の情報が非開示となっているものについては、調査対象から除外した。

#### 4.2 調査結果

調査結果は表 1 に示した通りである。本邦総合商社 7 社の過去 5 年分の有価証券報告書に開示された企業結合取引で、必要な情報が開示されたものは合計 20 件であった。尚、双日は全ての対象年度で企業結合に重要性が無いものとして非開示であった。

このうち、①に該当すると判定されたものは 4 件あり、勘定科目はいずれも有形固定資産であった。三井物産が 2019 年 3 月期に取得した豪州石油ガス資源開発会社及び米国不動産事業については、取得した資産が複数に渡ると読み取れるが、いずれも、石油ガス資産及び不動産事業資産と考えられ、類似した資産に該当する可能性がある。また、この豪州石油ガス資源開発会社及び 2016 年 3 月期の豪州ガスコンデンセート田の取得では、有形固定資産が総資産に占める割合が、公正価値の配分完了後の数値としては 90%に満たないが 88%を超えており、詳細な数値計算を行わない集中度テストにおいて「ほとんど全て」を満たす可能性がある。一方②に該当したのは 1 件で、①にも該当すると判定された三井物産の 2016 年 3 月期の豪州ガスコンデンセート田の取得であった。会社別では三井物産 3 件、三菱商事 1 件、事業分野別では、資源権益事業 3 件、不動産事業 1 件という結果であった。



表1：過去5年分の本邦総合商社の有価証券報告書における企業結合注記の調査結果

単位：百万円

企業名	年度	案件名	総資産	最大の勘定科目	金額	割合	①該非	②該非	備考
三菱商事	20/3	千代田化工建設株式会社	243,136	営業債権	81,562	33.5%	—	—	事業を行っている法人の取得
三菱商事	20/3	Eneco Groep N.V.	801,866	有形固定資産	331,167	41.3%	—	—	事業を行っている法人の取得
三菱商事	20/3	Diamond Generating Europe Limited	69,388	有形固定資産	39,738	57.3%	—	—	事業を行っている法人の取得
三菱商事	17/3	株式会社ローソン	1,154,804	無形資産	529,772	45.9%	—	—	事業を行っている法人の取得
<b>三菱商事</b>	<b>16/3</b>	<b>Hunter Valley Operations</b>	<b>128,903</b>	<b>有形固定資産</b>	<b>126,637</b>	<b>98.2%</b>	<b>該当</b>	<b>—</b>	<b>炭鉱権益取得。生産開始は1968年</b>
三菱商事	15/3	Cermaq ASA	215,539	無形資産	87,957	40.8%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	20/3	プリマハム(株)の子会社化	210,154	有形固定資産	91,006	43.3%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	19/3	RICARDO PEREZ, S.A.の取得	43,740	無形資産	25,071	57.3%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	19/3	(株)ファミリーマートの子会社化	1,727,159	無形資産	493,752	28.6%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	19/3	ポケットカード(株)の子会社化	271,014	流動資産	261,379	96.4%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	18/3	タキロン(株)とシーアイ化成(株)の経営統合	83,814	流動資産	55,540	66.3%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	18/3	(株)ヤナセの子会社化	169,086	有形固定資産	75,552	44.7%	—	—	事業を行っている法人の取得
伊藤忠商事	16/3	(株)エドウィンの取得	71,729	流動資産	38,986	54.4%	—	—	事業を行っている法人の取得
<b>三井物産</b>	<b>19/3</b>	<b>豪州石油ガス資源開発会社</b>	<b>67,871</b>	<b>有形固定資産</b>	<b>59,910</b>	<b>88.3%</b>	<b>該当</b>	<b>—</b>	<b>保有資産が単一または類似しているか要検証</b>
<b>三井物産</b>	<b>19/3</b>	<b>米国不動産事業</b>	<b>42,866</b>	<b>有形固定資産</b>	<b>41,417</b>	<b>96.6%</b>	<b>該当</b>	<b>—</b>	<b>サービス付高齢者住宅9物件</b>
<b>三井物産</b>	<b>16/3</b>	<b>豪州ガス・コンデンセート田</b>	<b>49,588</b>	<b>有形固定資産</b>	<b>43,918</b>	<b>88.6%</b>	<b>該当</b>	<b>該当</b>	<b>生産開始前のガス田権益取得</b>
住友商事	17/3	アイルランド青果物生産・卸売企業Fyffes社の取得	108,453	無形資産	37,943	35.0%	—	—	事業を行っている法人の取得
丸紅	19/3	アルテリア・ネットワークス株式会社	96,449	無形資産	46,196	47.9%	—	—	事業を行っている法人の取得
豊田通商	20/3	Unitrans Motor Holdings Proprietary Limited	72,259	棚卸資産	23,973	33.2%	—	—	事業を行っている法人の取得
豊田通商	16/3	NovoAgri Infra-Estruturade Armazenagem e escoamento Agricola S.A.	22,995	非流動資産	15,921	69.2%	—	—	事業を行っている法人の取得

\*双日は全年度非開示

(出所：各社有価証券報告書に基づき筆者作成)

#### 4.3 考察

20件中4件が改訂前後で取り扱いが変わる可能性があるという結果が得られ、本基準の改訂は企業会計の実務に一定の影響があることが確認された。また、この4件いずれにおいても、のれんの認識額及び認識したのれんを構成する要因の定性的説明(IFRS3, par.B64)の開示が行われておらず、のれんは認識されていない、もしくはその金額に重要性が無いと推定される。会社別では三井物産、事業分野では資源権益事業にいずれも4件中3件が集中しており、広範な影響があったか否かは、この調査をもっては確認できなかった。

該当案件に資源権益事業が多かったことには、探鉱により地下資源の埋蔵量が発見されると、その時点で開発計画のシミュレーションを行い、経済性の検証を実施した上で開発の可否を決定するという業界特有のプロセスが影響しているものと考えられる。即ち、埋蔵量発見済の権益を取得する場合、取得対象が権益そのもの(鉱業権)やそれに付随する設備に代表される有形固定資産のみであったとしても、取得の意思決定時に参照した開発計画がプロセスに該当すると考え得るため、集中度テストが導入される前は、事業に該当すると解釈されていた可能性がある。1件の該当があった不動産事業に関しても、不動産物件に加え、付随的で公正価値が僅少なサービス提供契約等を継承することで、ノウハウ等のプロセスに該当し、事業に該当すると判定されていた可能性が考えられる。

#### 4.4 改訂前の会計処理の推定の為の追加調査

前述の調査の結果、総合商社7社はそれぞれ類似した分野で営業活動を行っているにも拘らず、各社が注記開示した企業結合案件のうち、改訂後の基準に従うと資産グループの取得として取扱われる可能性のある該当案件は一部の会社に集中した。これは、7社・6年間という限定的な範囲の調査であったため、偶々、特定の会社のみ該当の取引が存在した可能性がある。一方で、該当が

無かった会社については、本改訂以前から、取得対象資産に実質的でないプロセスが存在する場合でも資産グループの取得として取扱っていた可能性がある。

この点の確認の為、前述の調査の対象企業についてプレスリリースの調査を実施した。本改訂による影響を受けやすいと考えられる資源権益や不動産関連の固定資産の取得について、改訂前から資産グループの取得として会計処理を行い、企業結合としての注記開示を行っていなかったとしても、重要な固定資産の取得は東京証券取引所の適時開示事項と定められている他、企業が一定の重要性を認める場合は自主的に開示を行う場合も考えられる。これらを掲載している各企業のプレスリリースを参照することで、改訂前の基準では事業の取得として扱われる可能性のあった重要な取引の有無の確認を試みた。

具体的には、前節の調査で該当案件の無かった総合商社5社（伊藤忠商事、住友商事、丸紅、双日、豊田通商）について、対象期間は6年間（2014年4月1日～2020年3月31日）とし、各社ウェブサイト上のプレスリリース公開ページにて、資源権益事業及び不動産事業の取得に関する内容を「資源」「権益」「不動産」及び「取得」のキーワード検索により抽出し、改訂前基準において企業結合とされた可能性の有無、即ち取得が何らかのプロセスを含む可能性を開示内容より判定した。尚、関連会社の取得など、明らかに支配を獲得していないものは除外した。結果は表2の通り、資源権益事業及び不動産事業の取得として確認できたのは18件あり、うち伊藤忠商事、住友商事、双日における8件については、改訂前のIFRS3において企業結合に該当する可能性があったと推定された。各社はこれらの取引を企業結合として注記開示していない為、IFRS3改訂前から、実質的でないプロセスを含む固定資産の取得を事業と判定していなかった可能性がある。ただし、実際の取引において何らプロセスを取得していない可能性や、事業の取得と判定していても金額的重要性の観点で注記開示を省略した可能性も有ることには留意が必要である。

前節の調査及び本節における追加調査の結果、IFRS3改訂以前は、実質的でないプロセスを含む固定資産の取得について、企業結合として処理した企業と資産グループの取得として処理した企業が混在した可能性があることが判り、事業の定義の曖昧さによる処理のばらつきが生じていた可能性が裏付けられた。また、改訂前に実質的でないプロセスを含む固定資産の取得を企業結合として処理していた企業については、本改訂により、会計処理に一定の影響が生じることが確認された。これにより、本改訂が今後の企業結合取引に関する比較可能性と表現の忠実性の向上に寄与する可能性が示唆されていると言えよう。

表2：過去6年分の総合商社5社のプレスリリースに係る調査結果

企業名	リリース日	案件名	該当可能性	取得対価	備考
伊藤忠商事	2019/12/25	米国North Central Resources社Longview原料炭鉱への出資について	有り		開発中・生産開始前の石炭権益の取得。25%出資だが、資源業界で一般的な共同支配事業である場合、開発計画を伴う固定資産の取得となり該当する可能性有り。
伊藤忠商事	2019/2/25	CP(チャロン・ボカバン)系デベロッパーとの提携によるバンコクにおける不動産開発事業への参画	無し	—	既存の不動産事業の取得でなく、新規事業の開始。
伊藤忠商事	2015/12/1	ブラジル鉄鉱石事業関連資産の統合について	無し	—	統合により一般投資となる為、支配の獲得でない。
伊藤忠商事	2014/7/10	カナダでの銅及び金探鉱権益の取得について	無し	—	事業会社の株式の夫々40%・15%取得であり、支配の獲得でない。
住友商事	2018/10/10	英領北海における探鉱権益取得の件	無し	—	開発計画の無い探鉱権益の取得
住友商事	2018/12/5	Quebrada Blanca (ケブラダ・ブランカ) 銅鉱山の権益取得について	有り	8億米ドル	開発中・生産開始前の銅鉱山の取得。25%の出資だが、資源業界に一般的な共同支配事業として処理する場合、開発計画を伴う固定資産の取得であり、該当する可能性有り。
住友商事	2018/7/5	米国テキサス州におけるタイトオイル生産・開発権益取得の件	無し	—	関連会社を通じたタイトオイル生産・開発権益の取得。
住友商事	2015/8/12	ベトナム南西海上39・40/02鉱区取得について	無し	—	開発計画の無い探鉱権益の取得。
住友商事	2014/4/18	米国イリノイ州シカゴにおけるオフィスビル取得について	有り	1.1億米ドル	既存の大規模オフィスビルの取得。プロセスの有無により該当可能性有り。
住友商事	2019/2/15	米国ミネソタ州・ミネアポリス市におけるオフィスビルの取得について	有り	記載なし	既存の大規模オフィスビルの取得。プロセスの有無により該当可能性有り。
住友商事	2019/12/2	米国アリゾナ州・フェニックス市でオフィスビル「Collier Center」を取得	有り	記載なし	既存の大規模オフィスビルの取得。プロセスの有無により該当可能性有り。
住友商事	2016/6/3	米国フロリダ州・マイアミ市でランドマークタワー「マイアミタワー」を取得	有り	記載なし	既存の大規模オフィスビルの取得。プロセスの有無により該当可能性有り。
住友商事	2016/12/21	米国ジョージア州・アトランタ市でオフィスビル「アトランタファイナンシャルセンター」を取得	有り	記載なし	既存の大規模オフィスビルの取得。プロセスの有無により該当可能性有り。
住友商事	2018/10/11	テキサス州ヒューストンにおける大規模宅地造成事業への参画について	無し	記載なし	開発用地の取得。
丸紅	2015/9/3	チリ共和国における新規銅鉱床取得について	無し	記載なし	関連会社を通じた銅権益の取得。
丸紅	2018/2/16	チリ共和国・ロスベランプレス銅鉱山の権益を追加取得する件	無し	記載なし	既保有権益の追加取得。
丸紅	2018/8/28	日系企業初進出となる中国浙江省嘉興市における不動産開発事業について	無し	記載なし	既存の不動産事業の取得でなく、新規事業の開始。
双日	2018/5/30	双日、蒙州グレゴリー・クライン炭鉱の権益を100%取得	有り	100万豪ドル	採掘停止中だが十分な資源量のある炭鉱の取得。

\*豊田通商は該当なし

(出所：各社プレスリリースに基づき筆者作成)

## 5 結論

IFRS3 の 2018 年改訂において、事業に該当する為の最低限の要件が明確化されたことにより、それまで事業の取得として企業結合の会計処理を行っていたものが、改訂後は資産グループの取得として処理される可能性がある。企業結合の会計処理はのれんの減損テスト、注記開示など実務上の負担が大きいため、改訂により処理が変更される取引が多い場合、企業会計実務において負荷軽減の影響が大きい。この影響の大きさを明らかにする為、多様な事業分野で異なる段階の事業投資を実施している本邦総合商社7社の過去5年分の有価証券報告書を参照し、企業結合取引として注記開示された案件で、改訂後の基準においては資産グループの取得として処理され得るものがどの程度含まれるかの調査を実施した。結果、開示された取引20件のうち4件が該当し、一定の影響があることが確認された。該当取引が資源権益事業に集中していたことから、その事業特性により、資源権益の取得取引が特に影響を受けやすいものと推定された。また、該当取引の当事会社も2社に偏っていたことから、改訂前の各社の会計方針にばらつきがあった可能性が示唆された。そこで、該当取引の無かった5社についてプレスリリースを調査した結果、改訂前は企業結合と判定される可能性のあった、実質的でないプロセスを含む固定資産の取得が、一部の会社で確認された。これらの会社は、改訂前からこのような取引を資産グループの取得として処理していた可能性がある。

これにより、IFRS3の2018年改訂の背景である、事業の定義の曖昧さによる処理のばらつきが生じていた可能性が裏付けられ、同改訂がこの様な会計方針のばらつきを是正し、今後の比較可能性と表現の忠実性の向上に寄与する可能性があるとの結論付けられた。

## 参考文献

- 秋葉賢一（2018）『エッセンシャルIFRS 第6版』中央経済社。
- 茅根聡（1999）「未履行契約とオフバランス会計」醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、299-337頁。
- 山田辰巳（2020）『的確な実務判断を可能にするIFRSの本質 第III巻』税務経理協会。
- EY Japan（2018）「IFRS第3号における「事業」の定義の改訂」IFRS Developments 第137号 /2018年10月、<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/pdf/ifrs-developments-2018-10-01-137.pdf>（2020年7月15日閲覧）。
- FASB（1976）SFAS13 *Accounting for Leases*.
- IASB（2008）IFRS3 *Business Combinations*. 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳（2009）『国際財務報告基準IFRS2009』中央経済社。
- IASB（2016）Exposure Draft, *Definition of a Business and Accounting for Previously Held Interests (Proposed Amendments to IFRS 3 and IFRS 11)*.
- IASB（2018）IFRS3 *Business Combinations*. 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳（2019）『IFRS基準<注釈付き>2019』中央経済社。
- IASB（2003）IAS17 *Leases*. 企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構監訳（2005）『国際会計基準審議会 国際財務報告基準（IFRSs）2004』レクシスネクシス・ジャパン株式会社。
- KASB/AASB（2016）KASB Research Report No.39 / AASB Research Report No.2, *Accounting Judgments on Terms of Likelihood in IFRS: Korea and Australia*.